



■ 労使懇話会を開催いたしました

日 時：2023年4月7日（金）10:10～12:00

場 所：H & Iビル1階 健保会議室

出席者：【会社側】大貫常務理事、高橋事務長、（働き方確認会：職場委員 樋口さん）

【組合側】磯原支部執行委員長、五味洲支部書記長



■ 今回のテーマ

- ① 2023年度 組織改編について
- ② 2023年度 労使協議内容 および 組合活動の説明

【◆労使間の主な確認内容&意見交換】



職場委員と共に「労使意見交換」の様子

①組織改編について

今回の組織改編は、今後の要員数・要員構成を考慮した内容でありHDSへの出向についても、人財育成や今後の組織運営を見据えた対応であることを確認。

②働き方について

従来通り、年次有給休暇を計画的に取得することを前提としつつ今後将来にわたり安心して働き続けている環境整備の観点からも、『ストック有給休暇』の活用の有効性も共有化。『エルダースタッフの人事制度改定』について、引き続き労使間で三越伊勢丹労使の協議状況を共有していくことを確認。

【◆TOPIX】

企業全体で従業員の予防と健康づくりの取り組みを行ったとこで、健康優良企業として、

『銀の認定』を授与したうさよ～ ✨



■ 気になる制度『ストック有給休暇制度』の再確認をするうさよ～

休日・休暇の取得は、「ライフワークバランスの実現」に向けた重要な取り組みの1つであり、健保では計画的に年次有給休暇の取得促進が図られています。併せて、福利厚生の上昇・制度活用という観点から「ストック有給休暇制度」について確認していくうさよ！

【ストック有給休暇制度の目的とは？】

時効（付与から2年間）により、消滅する年次有給休暇のうち一定限度の日数を、ストック有給休暇として積立てを行うことで、職員の福利厚生の上昇を図ることが目的うさ！

【ストック有給休暇の積立て可能日数は？】

年間20日を上限にストックができて、**最大230日まで積立て可能うさよ♪**
（※230日を下回った場合には、再度230日までの積立てが可能になるシステムうさね♪）

【ストック有給休暇の使用事由・期間などは？】

- | | |
|----------------|--------------|
| ① 傷病、② 介護、③ 育児 | ▶ 上限は連続 230日 |
| ④ 研修 | ▶ 上限は連続 20日 |
| ⑤ ボランティア | ▶ 上限は連続 60日 |
| ⑥ 健保が認めた再就職支援 | ▶ 上限は連続 120日 |
| ⑦ 災害休暇取得後の延長 | ▶ 上限は連続 120日 |
| ⑧ 看護 | ▶ 上限は連続 20日 |
| ⑨ 慶弔休暇取得後の延長 | ▶ 上限 1日 |
| ⑩ 子の学校行事等 | ▶ 上限 1日 |
| ⑪ 不妊治療 | ▶ 上限は連続 45日 |

※2007年4月以降からは、一括取得や買い取り可！

▶ 詳しくは、労働協約をご覧くださいうさね♪

